**はじめに**

平成18年4月から「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下高齢者虐待防止法）が施行され、本市においても高齢者の虐待防止、虐待の早期発見に努めております。この法律は、虐待を受けた高齢者の保護、養護者への支援等、高齢者の権利利益の養護に資することを目的としています。本市では高齢福祉課と地域包括支援センターが中心となって、高齢者虐待に対応しています。

高齢者虐待のサインに気付き、適切な支援につなぐための手引としてこの「南丹市高齢者虐待対応マニュアル」を介護保険サービス従事者や介護支援専門員、医療サービス従事者の皆様に活用いただき、虐待が疑われるような場合には、地域包括支援センターや南丹市高齢福祉課にご相談下さい。

・・・・・・・・目　　次・・・・・・・・

第１章　　高齢者虐待とは

１　高齢者虐待の定義及び種類　………………………………………………………　２

第２章　　家庭における高齢者虐待への対応

養護者による高齢者虐待相談対応フロー図……………………………………………　８

１　高齢者虐待の早期発見　………………………………………………………… １１

２　高齢者虐待に関する相談・対応窓口　………………………………………… １４

３　実態把握　………………………………………………………………………　　１５

４　高齢者虐待事例への介入の考え方及び対応方法の検討　…………………… １８

５　高齢者虐待対応における「深刻度」指標について ……………………………　 １９

６　支援 ……………………………………………………………………………　 ２７

①具体的な援助方法

②援助を行う上で留意する点

７　高齢者虐待への対応に向けた関係機関および関係職員の役割と連携………　３２

８　モニタリング ……………………………………………………………………　　３４

９　評価　……………………………………………………………………………　　３６

１０ 終結　……………………………………………………………………………　　３８

第３章　　養介護施設従事者における高齢者虐待への対応…………………………　４０

参考文献・資料　……………………………………………………………………… ４６

**第１章　高齢者虐待とは**

**１　高齢者の捉え方**

高齢者虐待防止法では、「高齢者」を65 歳以上の者と定義しています（第２条第１項）。

ただし、65 歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又はその他

養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者については、「高齢者」とみなします（第２条第６項）。

**２　高齢者虐待の定義**

　高齢者虐待を、（１）養護者による高齢者虐待、及び（２）養介護施設従事者等による高齢者虐待に分けて定義します。

　その他、高齢者自身の行為によって自らの健康や安全を損なう「セルフネグレクト（自己放任）」（自らの行為の結果を承知の上で続ける行為はこれに当てはまらないとされている）や、自分で自分を虐待する[自虐（自傷行為）]などもあります。

　その中で「高齢者虐待」とは、「養護者」（高齢者を現に養護する者）及び「養介護施設従事者等」が行うものをいいます。

（１）**養護者による高齢者虐待**

　　　養護者とは、「高齢者を現に養護するものであって養介護施設従事者等以外のもの」とされており、金銭の管理、食事や介護などの世話、自宅の鍵の管理など、何らかの世話をしている者（高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等）が該当すると考えられます。また、同居していなくても、現に身辺の世話をしている親族・知人等が養護者に該当する場合があります。

　　　養護者による高齢者虐待とは、養護者が養護する高齢者に対して行う次の行為とされています。

**★養護者による高齢者虐待の種類（高齢者虐待防止法第２条第４項）**

|  |  |
| --- | --- |
| **身体的虐待** | 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。  |
| **介護・世話の****放棄・放任** | 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。  |
| **心理的虐待** | 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。  |
| **性的虐待** | 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。  |
| **経済的虐待** | 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。  |

（２）**養介護施設従事者等による高齢者虐待**

　　「養介護施設従事者等」とは、老人福祉法及び介護保険法に規定される「養介護施設」又は

「養介護事業」の業務に従事する職員のことを指します。該当する施設・事業は以下のとおりです。

**◇高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲◇**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **養介護施設** | **養介護事業** | 養介護施設従事者等 |
| **老人福祉法による規定** | ・老人福祉施設・有料老人ホーム | ・老人居宅生活支援事業 | 「養介護施設」又は「養介護事業」の（※）業務に従事する者 |
| **介護保険法による規定** | ・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院・地域密着型介護老人福祉施設・地域包括支援センター | ・居宅サービス事業・地域密着型サービス事業・居宅介護支援事業・介護予防サービス事業・地域密着型介護予防サービス事業・介護予防支援事業 |

（※）業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者（施設長、事務職員等）や、介

護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含みます。（高齢者虐待防止法第２条）

　　　養介護施設従事者等による高齢者虐待とは、養護者が養護する高齢者に対して行う次の行為とされています。

**★養介護施設従事者等による高齢者虐待の種類（高齢者虐待防止法第２条第５項）**

|  |  |
| --- | --- |
| **身体的虐待** | 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。  |
| **介護・世話の****放棄・放任** | 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。 |
| **心理的虐待** | 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。  |
| **性的虐待** | 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。  |
| **経済的虐待** | 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。  |

　※養護者による高齢者虐待と養介護施設従事者等による高齢者虐待については、ほぼ同様に類型が

示されていますが、異なるのは「介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）」及び「経済的虐待」の部分です。

**〇「高齢者虐待」の捉え方と対応が必要な範囲について**

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待を前述のように定義していますが、これらは、広い意味での高齢者虐待を「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること」と捉えた上で、高齢者虐待防止法の対象を規定したものということができます。

また、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）のひとつとして、市町村に対し、「被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業」[介護保険法第115 条の45 第２項第２号]の実施が義務づけられています。

こうしたことから、市町村は高齢者虐待防止法に規定する高齢者虐待かどうか判別しがたい事例であっても、高齢者の権利が侵害されていたり、生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなど支援が必要な場合には、高齢者虐待防止法の取り扱いに準じて、必要な支援を行っていく必要があります。

★養護者による高齢者虐待類型（例）

|  |  |
| --- | --- |
| **区　分** | **具体的な例** |
| **身体的虐待** | ①暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為。【具体的な例】・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる。・刃物や器物で外傷を与える。 など②本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。【具体的な例】・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。など③本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為。【具体的な例】・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなリハビリを強要する。・移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる。 など④外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。【具体的な例】・身体を拘束し、自分で動くことを制限する（ベッドに縛り付ける。ベッドに柵を付ける。つなぎ服を着せる。意図的に薬を過剰に服用させて、動きを抑制する。など）。・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。など |
| **介護・世話の****放棄・放任** | ①意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。【具体的な例】・入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている。・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる。 など②専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。【具体的な例】・徘徊や病気の状態を放置する。・虐待対応従事者が、医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れて帰る。など③同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する。 など |

★養護者による高齢者虐待類型（例）

|  |  |
| --- | --- |
| **区　分** | **具体的な例** |
| **心理的虐待** | ○脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦　痛を与えること。【具体的な例】・老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、高齢者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼしなど）。・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。・侮蔑を込めて、子どものように扱う。・排泄交換や片づけをしやすいという目的で、本人の尊厳を無視してトイレに行　けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする。・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。・家族や親族、友人等との団らんから排除する。 など |
| **性的虐待** | ○本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。【具体的な例】・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままで放置する。・人前で排泄行為をさせる、オムツ交換をする。・性器を写真に撮る、スケッチをする。・キス、性器への接触、セックスを強要する。・わいせつな映像や写真を見せる。・自慰行為を見せる。 など |
| **経済的虐待****※養護しない親族による経済的虐待について「養護者による虐待」として認定する** | ○本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。【具体的な例】・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。・本人の自宅等を本人に無断で売却する。・年金や預貯金を無断で使用する。・入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を支払わない。 など |

★その他

|  |  |
| --- | --- |
| **区　分** | **具体的な例** |
| **セルフネグレクト****（自己放任）** | 自己の身体的、精神的な健康の維持にとって必要な医療や衣食住を拒むなど、生命や健康に悪影響を及ぼす状況に自らを追い込むこと【具体的な例】・脱水症状、栄養不足・危機的、非安全な生活水準・不衛生な住居　など |

★養介護事業者等による高齢者虐待類型（例）

|  |  |
| --- | --- |
| **区　分** |  **具体的な例**  |
| **身体的虐待** | ①暴力的行為・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。・ぶつかって転ばせる。・刃物や器物で外傷を与える。・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。・本人に向けて物を投げつけたりする。 など②本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。など③「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制 |
| **介護・世話の****放棄・放任** | ①必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせるなど②高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 など③必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。 など④高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。など⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること |

★養介護事業者等による高齢者虐待類型（例）

|  |  |
| --- | --- |
| **区　分** | **具体的な例** |
| **心理的虐待** | ①威嚇的な発言、態度・怒鳴る、罵る。・「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」「追い出すぞ」などと言い脅す。など②侮辱的な発言、態度・排せつの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。・日常的にからかったり、「死ね」など侮蔑的なことを言う。・排せつ介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 など③高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度・「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。・話しかけ、ナースコール等を無視する。・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。・高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。 など④高齢者の意欲や自立心を低下させる行為・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。 など⑤心理的に高齢者を不当に孤立させる行為・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 など⑥その他・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。 など |
| **性的虐待** | ○本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。・性的な話しを強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。・わいせつな映像や写真をみせる。・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。・排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。・人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。 など |
| **経済的虐待** | ○本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。・金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。など |

**第２章　養護者による高齢者虐待への対応**







**１、高齢者虐待の早期発見**

１　気づきの視点を身につけましょう。虐待発見シートを活用しましょう。

２　気づいたらまず相談を。一人で悩まないで、抱え込まないことが大切です。

３　虐待の可能性を意識しましょう。

キーポイント

**虐待者と被虐待者の心理的背景を理解しましょう**

虐 待 者　・虐待している意識がない。

　　　　　・親子・夫婦等の家族間の葛藤がある。

　　　　　・していることは悪いこと、いけないことと感じているので誰にも相談できず孤立感を深める。

　　　　　・介護に疲れているため、心にゆとりが持てない。等々

被虐待者　・波風をたてたくなく他人に話すことをためらっている。

　　　　　・どこに相談していいかわからずあきらめている。

　　　　　・誰かに助けを求めたら、もっとひどい仕打ちをされるかもしれないと考えて言い出せない。

　　　　　・介護をしてもらっていることに負い目を感じている。

　　　　　・家庭内の恥をさらしたくない。等々

**皆さんの気づきが大切です**

　高齢者虐待の発見には、日ごろから高齢者と接する機会が多く、高齢者の生活に密着して仕事をしているヘルパーや介護職員の皆さんの気づきが重要になります。また、要介護施設、病院、保健所その他の高齢者の福祉に職務上関係のある団体及び要介護施設従事者等、医師、保健師、ケアマネジャー、民生委員その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努めなければなりません。

　まず、早期に発見するための高齢者および虐待者に起こるサインの一例を紹介します。

|  |
| --- |
| **高齢者虐待サインのチェックシート** |
| **◎身体的虐待を受けている高齢者の身体面、行動面に見られるサイン** |
| チェック欄 | サイン例 |
| 　 | 身体に小さな傷が頻繁にみられる |
| 　 | 太腿の内側や上腕部の内側、背中などに傷やみみず腫れがみられる |
| 　 | 回復状態が様々な段階の傷やアザ等がある |
| 　 | 頭、顔、頭皮等に傷がある |
| 　 | 臀部（尻）や手のひら、背中等に火傷や火傷のあとがある |
| 　 | 急に怯えたり、怖がったりする |
| 　 | 「怖いから家にいたくない」などの訴えがある |
| 　 | キズやあざの説明のつじつまが合わない |
| 　 | 医師や福祉・保健の関係者に対する話の内容がしばしば変化し、つじつまが合わない |
| 　 | 医師や福祉・保健の関係者に話すこと、援助を受けることに躊躇する |
| **◎介護・世話の放棄・放任を受けている高齢者の身体面、環境面に見られるサイン** |
| チェック欄 | サイン例 |
| 　 | 居住部屋、住居が極めて非衛生的である、あるいは異臭を放っている |
| 　 | 部屋の中に衣類やおむつなどが散乱している |
| 　 | 寝具や衣服が汚れたままであることが多い |
| 　 | 汚れたままの下着を身につけている |
| 　 | かなりの程度の褥瘡ができている |
| 　 | 身体からかなりの異臭がする |
| 　 | 適度な食事を準備されていない |
| 　 | 不自然に空腹を訴える場面が増えてきている |
| 　 | 栄養失調の状態にある |
| 　 | 疾患の症状が明白にあるにもかかわらず、医師の診断も受けていない |
| **◎心理的虐待を受けている高齢者の身体面、行動面に見られるサイン** |
| チェック欄 | サイン例 |
| 　 | かきむしり、かみつき、ゆすりなどがみられる |
| 　 | 不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠など）の訴えがある |
| 　 | 身体を萎縮させる |
| 　 | 怯える、わめく、泣く、叫ぶなどの症状が見られる |
| 　 | 食欲の変化、摂食の障害（過食、拒食）が見られる、不自然な体重の増減がある |
| 　 | 自傷行為が見られる |
| 　 | 無力感、あきらめ、なげやりな態度などがみられる |
| **◎性的虐待を受けている高齢者の身体面、行動面に見られるサイン** |
| チェック欄 | サイン例 |
| 　 | 不自然な歩行や、座位を保つことが困難になる |
| 　 | 肛門や性器からの出血やキズが見られる |
| 　 | 生殖器の痛み、かゆみを訴える |
| 　 | 急に怯えたり、恐ろしがったりする |
| 　 | 人目を避けるようになり、多くの時間をひとりで過ごすことが増える |
| 　 | 医師や福祉・保健の関係者に話すこと、援助を受けることに躊躇する |
| 　 | 医師や福祉・保健の関係者に対する話の内容がしばしば変化し、つじつまがあわない |
| 　 | 睡眠障害がある |
| **◎経済的虐待を受けている高齢者の身体面、行動面に見られるサイン** |
| チェック欄 | サイン例 |
| 　 | 年金や財産収入などがあることは明白にもかかわらず、お金がないと訴える |
| 　 | 自由に使えるお金がないと訴える |
| 　 | 経済的に困っていないのに、利用者負担のあるサービスを利用したがらない |
| 　 | お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払が突然できない |
| 　 | 資産の保有状況と衣食住など生活状況との落差が激しい |
| 　 | 預貯金が知らないうちに引き出された、通帳が取られたと訴える |
| **介護者・家族のサインの例** |
| チェック欄 | サイン例 |
| 　 | 高齢者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる |
| 　 | 高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる |
| 　 | 他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる |
| 　 | 高齢者の健康に関して関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する |
| 　 | 高齢者に対して過度に乱暴な口のききかたをする |
| 　 | 経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してお金をかけようとしない |
| 　 | 福祉や保健の担当者に会うことを嫌がる |
| **地域からのサインの例** |
| チェック欄 | サイン例 |
| 　 | 自宅から高齢者本人や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴、物を投げる音が聞こえる |
| 　 | 昼間でも雨戸（カーテン）が閉まっている |
| 　 | 天候が悪くても、高齢者が長時間外にいる姿がしばしば見られる |
| 　 | 家族と同居している高齢者がコンビニやスーパー等で一人分の弁当を頻繁に買っている |
| 　 | 近所づきあいがなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる |
| ※注意点 |
| 複数の項目に当てはまる場合は虐待が起こっている可能性もありますが、あくまでも目安です。まずは通報・相談して下さい。 |
| 　　**確実な情報を得るための工夫**・市や地域包括支援センターには守秘義務があることを伝える・情報提供者と高齢者との関係、および情報源を確認する・あいまいな表現はできるだけ数値化する・日時を正確に確認する・相手の心情や立場に配慮した聞き取りを行う・必須な範囲で、情報提供者へのフィードバックを行う |

**２、高齢者虐待に関する相談・対応窓口**

高齢者虐待防止法では、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者には、市町村（南丹市高齢福祉課）への通報努力義務が規定されています。これは虐待を受けたと明確な根拠がある場合だけでなく、虐待を受けたのではないかと疑いをもつ情報を得た場合にも、早期に通報する必要があることを意味しています。

虐待をしている養護者本人には虐待をしているという認識が無い場合が多く、虐待を受けている高齢者自身も養護者をかばい知られないようにすることもあります。周囲の人々が虐待に気付き、深刻な状態になる前に相談や支援に繋げることが重要となってきます。

　南丹市における高齢者虐待に関する相談窓口は、身近な相談窓口として、

・地域包括支援センター

・高齢福祉課高齢者福祉係

・各支所総務課

があります。

　「高齢者虐待防止法」の施行により、市町村が地域包括支援センターに委託することができる業務は次のとおりです。（高齢者虐待防止法第１７条）

①相談、指導、助言

②通報、届出の受理

③事実確認のための措置

④養護者に対する支援の事務

緊急を要するときは１１０番、もしくは１１９番に通報してください。

【養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合】

|  |  |
| --- | --- |
| **虐待の状態** | **対　応** |
| 生命または身体に重大な危険が生じている場合 | 通報義務 |
| 上記以外 | 通報努力義務 |

★通報等による不利益取り扱いの禁止

　刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、養護者による高齢者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと（高齢者虐待防止法第７条第３項）

相談・通報・届出したことにより、個人情報が漏れたり

不利益な扱いを受けることはありません。

**３、実態把握**

１　虐待事実の確認、本人等の意思確認、緊急性の確認は地域包括支援センターの職員が行い、高齢福祉課に報告します。

２　家族の強い拒否や否定などがあり、状況把握が難しいときは、高齢福祉課に相談します。

３　初期介入時など、状況によって、虐待の疑いを抱いていることは虐待者本人に気づかれないようにします。

キーポイント

**①　虐待事実の確認**

**②　本人等の意思確認**

**③　緊急性の確認**

以上の３点について迅速な対応が必要になってきます。

　虐待を発見（通報の確認）したら「虐待事実の確認」、「本人（場合によっては後見人や家族）の意思確認」、「緊急性の確認」を、原則**４８時間以内**に直接本人に会い複数（２人以上）のスタッフで行います。

　なお、家族の強い拒否や否定などがあり、本人に面会、実態把握が難しいときは、高齢福祉課に相談してください。

**事実確認を効果的に行うために、あらかじめ確認・協議しておくこと**

・必要な情報収集事項（依頼項目）

・事実確認の方法と手順の検討

・役割分担の決定

・事実確認の期限（初回のコア会議の開催日時）

**①　虐待事実の確認**

**虐待の事実確認は原則複数のスタッフで行います。**

　　・本人と養護者に対して個別に対応するため。

　　・複数の方が確認の客観性が高い。

　　・正確な情報を集めるため、細やかな観察力で、総合的な判断が必要。

　　・状況によってはスタッフ本人にも危険が及ぶ場合がある。

（１）確認の際には、虐待者本人に職員が虐待の疑いを抱いていることを気づかれないようにすることが必要です。

（２）場合によっては健康相談や介護相談等、不信感を抱かせないような理由をつけて当事者への面接を試みます。

（３）虐待を受けている高齢者も家族も、事実を語らず口を閉ざしていることが多くあります。その場合は、高齢者や家族の話を注意深く傾聴して信頼関係を築き、原因に沿った対処方法を考えていくことが大切です。また介護者は一生懸命介護するあまり、自分の行動を虐待だと認識していない場合もあります。

（４）虐待を受けていてもそれを意識していない高齢者もあります。（例えば長年の夫婦関係から放任や暴力が当たり前と思うようになっている場合等）初めから無理に虐待であることを認識させる必要はありません。

（５）自分の価値観で判断しないようにすることが大切です。正確な情報を集めるためには、複数職種による細やかな観察力と専門的かつ総合的な判断が必要です。

　　・医療職による身体状況、精神状況の観察を行います。

　　・介護職による生活状況や環境の観察を行います。

　　・福祉職による制度の利用状況の把握を行います。

（６）当事者や家族に関わりのある機関や人々と一緒に訪問したりします。場合によっては訪問

以外の方法でコンタクトすることも考えられます。

（７）実態把握は訪問による面接が基本ですが、ケアマネジャーや介護サービス事業所、民生委員など当該高齢者と関わりのある機関や関係者から情報収集することも考えられます。

（８）面接が叶わない場合や当事者とコミュニケーションをとりにくい場合でも、家屋の環境や居室などの状態をよく観察するなどして情報を収集します。

**初動期段階の事実確認**

①庁内関係部署からの情報収集

　市は、疑われる虐待の内容に応じて、高齢者の情報を中心に、庁内関係部署から情報収集を行います。

**庁内関係部署から集める情報例**

|  |  |
| --- | --- |
| 世帯構成 | ・住民票 |
| 介護保険 | ・介護認定の有無・担当居宅介護支援事業所・介護保険料所得段階・介護保険料納付状況 |
| 福祉サービス | ・生活保護受給の有無・障害者手帳の有無（身体・知的・精神）・障害者福祉サービス利用状況 |

|  |
| --- |
| ②関係機関・関係者からの情報収集　市と地域包括支援センターは、協議によって役割を分担しながら、関係機関・関係者から必要な情報収集を行います。**関係機関・関係者から集める情報例** |
| 経済状況 | ・国民年金・国民健康保険納付状況・後期高齢者医療制度保険料の納付状況・公共料金の滞納状況・公営住宅家賃の滞納状況 |
| 医療に関する情報【主治医】【医療機関】 | ・疾病・傷病、既往歴・現在や過去に受診している医療機関、受診状況、服薬状況・本人や家族の受診時の様子・入院期間、その時の病名、病状・診断の必要があるが受診を拒否する理由 |
| 【担当の介護支援専門員】【利用しているサービス提供事業所】 | ・高齢者本人や養護者、家族の関係・サービスの利用状況・居室等の生活環境・サービス利用時の高齢者の様子・虐待への気づき |
| 【民生委員】【近隣住民】 | ・高齢者本人や養護者、家族の関係・家族の歴史や近所との付き合い |

**南丹地域包括支援センター**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 名称 | 担当 | 所在地 | 電話番号 |
| 南丹地域包括支援センター | 園部町 | 〒622-8651南丹市園部町小桜町47（南丹市役所4号庁舎 福祉事務所内） | 0771-68-3150 |
| 八木町 | 〒629-0134南丹市八木町西田山崎17（南丹市社会福祉協議会 八木事務所内） | 0771-43-0551 |
| 日吉町 | 〒629-0301南丹市日吉町保野田垣ノ内11（南丹市社会福祉協議会 本所内） | 0771-72-0214 |
| 美山町 | 〒601-0722南丹市美山町安掛下8（南丹市社会福祉協議会 美山事務所内） | 0771-75-1006 |

**②　本人等の意思確認**

　被虐待者本人がどうしたいか、という本人の意思確認が不可欠です。本人の意思確認を怠った場合、援助者や周囲の人の勇み足だったとなることもあります。

　本人が認知症高齢者等で言葉による意思確認が困難な場合であっても、家族と一緒のときの顔つきや表情で本人の気持ちの確認に努めます。また他の家族（虐待者ではない人）や後見人等の意思も確認します。

（１）家族と一緒に聞き取りを行った場合、本人が意思表示しにくいこともあるため本人と家族と別々に話を聞くことも必要です。その場合は、「何かお困りのことはないですか？」「プライバシーは守りますよ。」などの声かけを行い、話しやすい雰囲気づくりをすることが大切です。

（２）被虐待者と虐待者をそれぞれに別の職員で聞き取り、対応することも考えられます。被虐待者本人は虐待者と親しく話をしている職員に話がしにくいことも考えられます。

**③　緊急性の確認**

　本人の生命・身体に危険はないか、対応の緊急性を確認します。（緊急性の高い場合はP22に例示）

**※実態把握の対応中に、明らかに本人の生命や身体に危険があり、緊急の受診等が必要と判断される場合は１１９番あるいは１１０番通報をしてください。**

**４、高齢者虐待事例への介入の考え方**

虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、個人的対応で解決できるものは少なく、市と関係機関等(以下｢コア会議｣という)が協力して継続的な支援を行っていく必要があります。そのため、本市では下図のとおり、高齢者虐待対応ネットワークを形成し、迅速かつ効果的な対応に努めています。（コアメンバー会議：市職員及び地域包括支援センター職員と虐待の有無と緊急性の判断を行う会議）



各支所　総務課

\*緊急性の判断

\*高齢者虐待コア会議メンバー決定

高齢者虐待コア会議

**５、高齢者虐待事例への具体的な対応方法の検討**

　高齢者虐待は、これまでの家族の歴史や疾患など、様々な要因が複雑に絡んでおり、高齢者本人への援助だけでなく、虐待を行っている人にも援助が必要な場合があります。そのため、虐待への対応には、複数の職種、機関で連携をとりながら定期的・継続的に関わる必要があり、援助方針の決定には、「コア会議」を活用します。

　その中で、高齢者の保健福祉等に取り組む専門職員だけでなく、近隣住民や民生児童委員、人権擁護委員などの関係者も含めたチームを組み、虐待防止・対応のためのネットワークを構築していきます。

**●高齢者虐待対応における「深刻度」指標について**

（１）深刻度の定義

　　　高齢者虐待における深刻度は、「被虐待者が虐待によって被害を受けた程度」とし、生命や

心身面、経済面等への影響度合い（被害の程度）を示す指標として整理することが考えられ

ます。その際、虐待が繰り返されていたか（反復性や期間等）も被害の程度として勘案する

必要があります。

なお、虐待を行った養護者や養介護施設従事者の状況等については、深刻度指標には加味

せず、事実確認の中で虐待の発生要因を分析し、虐待の再発防止に向けた適切な支援・対応

につなげることが求められます。

（２）深刻度を判断する時点

　　　深刻度を判断する時点としては相談・通報を受理し、事実確認実施後のコアメンバー会議

等の場で行うことが適当と考えられます。

　　　なお、深刻度を判断する際は、緊急性の判断と同様にコア会議のメンバーで検討することが基本です。

（３）深刻度区分（４段階）の定義及び対応

|  |  |
| --- | --- |
| 深刻度区分 | 定義及び求められる対応 |
| １（軽度） | 本人意思を無視した行為や介護者の都合に合わせたケアが行われている、高齢者に軽度の被害・影響が生じている状態で制度やサービス等の導入・見直し等の検討が必要な状態 |
| ２（中度） | 虐待行為が繰り返されている、高齢者の心身への被害・影響や生活に支障が生じている。医療や福祉など専門機関による治療やケアなどの介入の検討が必要な状態。 |
| ３（重度） | 虐待によって高齢者の身体面、精神面などに重大な健康被害が生じている。生活の継続に重大な支障が生じている。保護の検討が必要な状態 |
| ４（最重度） | 虐待によって高齢者の生命の危険や心身への重篤な影響、生活の危機的状況が生じている。直ちに保護が必要な状態。 |



**深刻度区分の例**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | ４（最重度） | ３（重度） | ２（中度） | １（軽度） |
| 区分の考え方 | 高齢者の生命が危険に晒されている、心身や生活が危機的状況にある | 重大な健康被害が生じている、生活の継続に重大な支障が生じている | 権利侵害行為が繰り返されている、高齢者の心身に一定の被害・影響や、生活面で支障が生じている | 高齢者の意思を無視した行為、介護者の都合によるケア等が行われている、軽度の被害・影響が生じている |
| 身体 | 生命の危険、重大な後遺症が残るおそれのある行為（重度の火傷、骨折、頭部外傷、首締め、揺さぶり、拘束、服薬等） | 重大な健康被害（生命の危険はない程度の骨折、裂傷、火傷等） | 打撲痕、擦過傷、皮下出血等が複数部位にある、繰り返し発生している、行動を制限する行為が繰り返し行われる | 威嚇的な行為、乱暴な対応や扱い、強制的な行為がある、軽度の打撲痕や擦過傷、火傷等のケガがある |
| 放棄 | 重篤な健康問題が生じている（重度の低栄養や脱水、褥瘡、肺炎等）、戸外に放置等 | 健康問題が生じている（軽度の脱水、低栄養状態、褥瘡等）、救急搬送を繰り返す、極めて不衛生な状態等 | 食事、排泄、入浴など必要なケアが受けられない状況が一定期間継続、必要な医療・介護サービスの拒否・利用制限等 | 一時的に食事、排泄、入浴などのケアが不十分な状態、高齢者の状態にあったケアがなされていない |
| 心理 | 著しい暴言や拒絶的な態度により、精神状態にゆがみが生じている、自傷行為、強い自殺念慮等がある、保護の訴え | 生命や身体に危険を感じる威嚇や脅迫的行為（刃物等での脅し、自殺強要等）がある、高齢者本人から恐怖の訴え | 暴言、威圧的態度、脅迫、無視、嫌がらせ等の行為が繰り返され、高齢者の自己効力感が低下している | 高齢者の意思を無視した行為、侮辱、暴言等がある |
| 性的 | 望まない性行為、性感染症に至る、等 | アダルトビデオ視聴など、わいせつな行為を強要される、性的な写真や動画の撮影、等 | 性的な言葉がけ、接触、態度、強制的行為などが繰り返されている | 性的な言葉がけや態度、強制的な行為など、高齢者が恥ずかしさや苦痛、不快感を感じる行為がある |
| 経済 | 年金等の搾取等により収入源が途絶え、食事が摂れない、電気ガス水道が止められる、病院や入所施設等から退去させられる、財産の無断売却等 | 年金等の搾取等により、医療や介護サービス、家賃、光熱水費等の支払が滞ったり、必要なお金が使えない、借金（負債）を背負わされる等 | 生活費や年金等の搾取が繰り返されている、金の無心等 | 本人の了承なく、年金や預金、財産等を管理されている、生活費や年金・預金、財産使われる等 |

**高齢者虐待における深刻度指標＝「被虐待者が虐待によって被害を受けた程度」**

深刻度区分を判断するうえでは、虐待行為による直接的な高齢者への「被害の程度」とともに、

虐待行為の「頻度」や「期間」を加味して判断することが適切と考えられます。

　また、高齢者虐待においては、１つの事案で複数の虐待類型が確認されることもあります。その場合には、確認された虐待行為の中で最も重度の区分を適用、複数の類型が同時に確認された程度より１つ上の区分を判断するなど、総合的に判断します。

**軽度の虐待行為が繰り返されることによる高齢者へのダメージの蓄積イメージ**

**低**

**長期的・繰り返し**

**短絡的・一時的**

**●虐待の緊急性の判断（緊急レベルの判断）**

**緊急性が高いと思われる例**

身体の状態・けが等

　・外傷等[頭部外傷（血腫骨折等の疑い）、腹部外傷、重度の褥瘡]（それらの部位、大きさ、色）

　・全身状態・意識レベル[全身衰弱、意識混濁]

　・脱水症状[重い脱水症状、脱水症状の繰り返し]

　・栄養状態等[栄養失調]

話の内容

　・恐怖や不安の訴え[「怖い」「痛い」「怒られる」等の発言]

　・保護の訴え[「殺される」「○○が怖い」「何も食べていない」「家にいたくない」等の発言]

　・強い自殺念慮[「死にたい」等の発言、自分を否定的に話す]

養護者の態度

　・支援者への発言[「何をするかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えがある]

　・保護の訴え[虐待者が高齢者の保護を求めている]

　・暴力、脅し等[刃物、ビン等凶器を使った暴力や脅しがある]

**地域包括支援センター等が実態把握を行うとき、以下のことに留意して情報収集を行います。**

１　虐待の状況

・虐待の種類[身体的虐待、介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待]

　・虐待の具体的な状況、虐待の頻度や程度

　・緊急性の有無とその判断理由

２　被虐待者、虐待者と家族の状況

　・被虐待者の氏名、居所、連絡先

　・被虐待者の現在の心身状況、意思表現能力、要介護状態

　・虐待者と被虐待者の関係、虐待者の心身状況

　・家族関係　家族等の状況

３　介護サービス等の利用状況や関係者の有無

　・介護サービス等の利用の有無

４　発見者・相談者の情報

　・氏名、連絡先、被虐待者・虐待者との関係

５　その他の情報・その他気づいた点

**地域包括支援センターは高齢福祉課に以下の書類を持って虐待の報告を行います。**

１　高齢者虐待相談受付票

２　支援経過記録

※可能な範囲でできるだけ記入してください。

※緊急の対応が必要と判断されるときは、書類を揃える前でも高齢福祉課に連絡してください。

**①緊急を要すると判断した場合の対応**

１　高齢福祉課で見極めを行い、緊急性・重大性が高いと判断した場合に、ただちに虐待ケース会議を開催します。

２　虐待ケース会議で今後の対応を検討します。

　　・虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあるにも関わらず、状況把握が困難なときは、居宅内に立入調査を行います。

　　・虐待ケース会議で緊急性が高く、分離が必要と判断された場合は、契約による介護保険サービスの利用（施設入所・短期入所等）、措置（養護老人ホーム）、やむを得ない事由による措置（特別養護老人ホーム・短期入所等）、医療機関への入院等の方法により対応します。

　　・場合によって医療機関や救急車の依頼などを行い、事件性がある場合は警察へ連絡します。

３　緊急性・重大性が低くなるまでは、虐待ケース会議にて今後の対応を検討します。

キーポイント

**「やむを得ない事由による措置」の取り扱い方**

　高齢者虐待防止法では、通報等の内容や事実確認によって高齢者の生命や身体に重大な

危険が生じているおそれがあると認められるなど、高齢者に対する養護者による高齢者虐

待の防止及び当該高齢者の保護を図るうえで必要がある場合は、適切に老人福祉法第１０

条の４（居宅サービスの措置）、第１１条第１項（養護老人ホームへの措置、特別養護老

人ホームへのやむを得ない事由による措置、養護委託）の措置を講じることが規定されて

います。

【養護老人ホームへの入所措置】

老人福祉法第１１条第１項第１号の規定により、高齢者を養護老人ホームに入所させ、又は、入所を委託する措置は、当該高齢者が次の①及び②のいずれにも該当する場合に行うものとします。

①環境上の事情については、次のア及びイに該当する必要があります。

|  |  |
| --- | --- |
| 事　項 | 基　準 |
| ア　健康状態 | 入院治療を要する病態でないこと。 |
| イ　環境の状況 | 家族や住居の状況など、現在置かれている環境の下では在宅において生活することが困難であると認められること。 |

②経済的事情については、老人福祉法施行令（昭和３８年政令第２４７号）第６条各号のいずれ　　かに該当する必要があります。

【やむを得ない事由による措置のサービス種類】

・訪問介護　　　　　　　　　・通所介護　　　　　　・短期入所介護

・認知症対応型共同生活介護　・特別養護老人ホーム　・小規模多機能型居宅介護

いずれの場合が老人福祉法に規定する「やむを得ない事由」に該当するかについては、老人福祉法施行令に以下の①及び②のとおり規定されています。

①６５歳以上の者であって介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービスに係る保険給付を受けることができる者が、やむを得ない事由（※）により介護保険の居宅サービスを利用することが著しく困難であると認められる場合。

（※）政令に定める「やむを得ない事由」とは、事業所と「契約」をして介護サービスを利用することや、その前提となる市町村に対する要介護認定の「申請」を期待しがたいことを指します。

②６５歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合、又は６５歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要と認められる場合。

【特別養護老人ホームへのやむを得ない措置入所の原則】

・老人福祉法第１１条第１項第２号の規定により、高齢者を特別養護老人ホームに入所させ又は、入所を委託する措置は、当該高齢者が、要介護認定において要介護状態に該当し、かつ、健康状態が前項①アの基準を満たす場合に行うものとします。

・また、胃ろう、経管栄養の状態にあることのみをもって入所措置を行わない理由とはならない。（老人ホームの入所措置等の指針について平成１８年３月３１日付け老発第0331028号厚生労働省老健局長通知）

【定員超過の取扱いについて】

・指定介護老人福祉施設は、入所定員及び個室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準平成11年厚生省令第39号第25条）

・単なる特別養護老人ホームの入所措置であれば、介護報酬上の減算の対象外となるのは、定員の５％増ですが、虐待に関わる場合であれば、措置による入所であるかどうかを問わず、かつ、定員を5％超過した場合であっても、介護報酬の減算対象とはなりません。（高齢者虐待の対応と養護者支援について平成18年4月厚労省老健局）

【特別養護老人ホームの「特例入所」に関わる国の指針】

・要介護１又は２の方であっても、やむを得ない事情により指定介護老人福祉施設以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の適切な関与の下、施設ごとに設置している入所判定委員会を経て、特例的に指定介護老人福祉施設への入所（＝特例入所）を認める。（平成26年12月12日高齢者支援課通知）

【面会制限】

高齢者虐待防止法では、老人福祉法に規定される「やむを得ない事由による措置」が採られた場合、市町村長や養介護施設の長は、虐待の防止や高齢者の保護の観点から、養護者と高齢者の面会を制限することができるとされています。（第13条）

【成年後見制度の市長申立】

高齢者虐待防止法でも、適切に市町村長による成年後見制度利用開始の審判請求を行うこととされています。（第9条）

**◎「やむを得ない事由による措置」の取り扱い手順**

|  |  |
| --- | --- |
| 手　　　順 | 内　　　　　容 |
| <1>発見・相談・連絡 | 通報・相談等によりケース発見 |
| <2>事実の確認 | 内容、実態の把握、措置要件の適合性の確認等 |
| <3>要介護認定 | 高齢者が要介護認定を受けていない場合は、市が職権で実施 |
| <4>措置決定 | <2>および<3>に基づき措置決定 |
| <5>サービス提供 | 市が事業者に委託し、介護保険サービスを提供 |
| <6>費用支弁 | 介護保険サービス費用の1割（利用者負担分）を市が措置費で支払い |
| <7>費用徴収 | 高齢者又は扶養義務者から、支払能力に応じて市が費用を徴収 |
| <8>やむを得ない事由による措置の解消 | 特別養護老人ホームに入所したことなどで、虐待者から分離できた場合、または、成年後見制度の活用により、介護保険サービス利用の契約ができる状態になった場合 |
| <9>措置解除 | 措置は解除され、高齢者は通常の利用（契約によるサービス利用）に移行 |

　下記の図は、介護保険制度を利用して措置を行う方式であり、この他に、介護保険制度を利用せずに、市が事業者に直接委託してサービス提供を行う方式（緊急で要介護認定が間に合わないときなど）があります。その場合、費用弁償は、市が措置費で一旦10割負担をし、後で高齢者または扶養義務者から1割相当分を費用徴収します。

措置実施

措置解除

高齢者

高齢者

南丹市

事業者

南丹市

事業者

国保連

国保連

　<8>事由の解消

　・虐待者からの分離

　・成年後見制度の利用など

<7>

（１割負担）

<6>

（１割）

<6>

介護保険給付

<1>

<2>

<3>

<4>

<5>

１割負担

介護保険給付（９割）

<9>

サービス提供

（本人契約）

**②緊急性が高くはないが、継続した支援と見守りおよび指導が必要な場合**

養護者は、介護に対するストレス（外出できない、夜眠れない、自由な時間が持てない、気疲れや緊張感を感じるなど）を持ちやすいことから、緊急性がない場合も、悪化を防止するための介入が必要になります。

　　介護保険サービスを利用している場合は、ケアマネジャーが中心となって、本人や介護者の状態を確認しながら、必要に応じてケアプランの変更を行います。ケアプランの変更だけでは不十分な場合は、その他の障害者・保健福祉施策等の利用についての助言を行います。

　　また、介護に関する知識が十分でないことから生じるストレスを感じている人に対しては、介護教室、介護者同士の交流事業への参加を勧めて、改善を目指します。

**③介入で虐待はおさまったが、今後再発防止のための見守りが必要な場合**

サービス提供者、地域包括支援センターなどが虐待の再発防止のために定期的に継続的な家庭訪問を行い、高齢者および養護者の生活状況、健康状況、介護状況などの把握を行います。

**④緊急性・重要性が高くない場合**

１　支援拒否がある場合

被虐待者本人や家族の支援拒否がある場合は地域包括支援センターの職員による訪問活動で必要なサービスを利用するように説得に努めます。サービスにつながるまで地域の方々の温かい見守りや協力も欠かせません。

地域包括支援センターがコーディネーターとなって、キーパーソンを決め定期的に見守りを行い、連携調整に努め、状況の変化に迅速に対応します。支援時には虐待と決めつける態度で家族に接したり、責めるような否定的な態度をとったりるすことは禁物です。第三者が家庭に入ることを好まない場合や、経済的事情から介護保険サービスを利用できない場合がありますが、介護保険の仕組みを丁寧に説明し、利用料の負担減額や生活保護制度の利用などの提案も適宜行い、サービス利用による介護負担の軽減に働きかける必要があります。

２　支援拒否がない場合

介護保険サービスの利用がない場合は介護保険要介護認定申請を行って介護負担の軽減を図ります。

既に介護保険サービスを利用している場合は、ケアマネジャーが中心となって被虐待者の病状等の進行がないか、虐待者の介護負担は増していないか等の確認を行い、必要に応じてケアプランの変更を行います。虐待者の介護負担が重過ぎるときは在宅サービスから施設サービスへプランの変更が必要な場合もあります。

介護保険サービスを利用していない場合は、地域包括支援センターがコーディネーターとなって、地域での見守り体制を充実させ、虐待者・被虐待者を支えるようにします。

**【事実確認結果をもとにした情報の整理】**

・高齢者の安全（心身の状態や判断能力、生活状況等）の

　確認と整理

・虐待が疑われる事実や、高齢者の権利を侵害する事実の

　有無の確認と整理

**必要となる対応**

・権利擁護対応（虐待対応を除く）に移行

・包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行

・関係機関窓口への引き継ぎ

**【事実確認を継続】**

・虐待の有無の判断が可能となる情報、その

　他高齢者や養護者に関する必要な情報を確

　認し、対応方針で情報収集の役割分担、期

　限、収集方法を定める

**【緊急対応による分離保護の検討・実施】**

・入院治療の必要性を検討

・入院治療の必要性が高い場合、医療機関を

　受診し、医師の指示を仰ぐ

・入院治療の必要性が低い場合、分離保護の

　検討

**【適切なサービス等の導入の検討】**

・治療が必要にもかかわらず、医療機関を受

　診していない場合は、受診に向けた支援の

　実施

・介護保険サービスの利用可能性の検討、ま

　たは利用状況の確認

・成年後見制度または日常生活自立支援事業

　の活用の検討

・生活保護相談・申請、各種減免手続等の

　検討

**【立入調査の要否の検討】**

・さまざまな工夫をこらしたうえで、なお高

　齢者の生命や、身体の安全を確認できない

　場合には、立入調査の要否を検討

**【Ⅱ．緊急性の判断】**

○高齢者が、重篤な外傷、脱水、栄養失調、衰弱等により、

　入院や通院が必要な状態にある場合

○状況が切迫しており、高齢者や保護者から保護の訴え

　がある場合

○暴力や脅しが日常的に行われている場合

○今後重大な結果が生じる、繰り返されるおそれが高い

　場合

○虐待につながる家庭状況、リスク要因がある場合

　→【緊急対応による分離保護の検討・実施】

○適切なサービス導入によって、養護者の介護負担が軽減

　されることが明らかな場合

○高齢者の判断能力が低下しているため、適切な財産管理が

　できていない場合（財産や資産が搾取されていて同居継続

　により被害がさらに大きくなるおそれが高い）

○経済的に困窮していて、サービス等の活用ができていない

　場合

　→【適切なサービス等の導入の検討】

○さまざまな工夫をこらした上で、なお高齢者の生命や身体

　の安全を確認できない場合

　→【立入調査の要否を検討】

**【Ⅰ．虐待の有無の判断】**

○虐待が疑われる事実が確認された場合

○高齢者の権利を侵害する事実等が確認された場合

　→「虐待あり」と判断し、

**「Ⅱ．緊急性の判断」**

を行うと

　ともに、対応方針を決定する

**「Ⅱ．緊急性の判断」**

へ

○虐待が疑われる事実や権利侵害の事実が確認されなかっ

　た場合

　→「虐待なし」と判断し、権利擁護対応等の対応に移行

○収集した情報が十分でなく、虐待が疑われる事実や高齢

　者の権利を侵害する事実が確認できていないため、虐待

　の有無が判断できない場合

　→期限を区切り、事実確認を継続

　※初回相談の内容から当該高齢者の生命や身体に危険が

　あると考えられるが、介入拒否等に遭い、高齢者の安全

　確認ができない場合は、

**「立入調査の検討」**

へ

**コア会議の流れ**

入所判定委員会に報告

　　　　　　　　　評価会議

虐待対応計画に即した対応状況を確認・評価し、

やむを得ない事由による措置の継続及び解除を判

断する

福祉事務所長による措置入所の決定

特別養護老人ホーム

及び養護老人ホーム

への入所を委託

やむを得ない事由による措置の執行を審査

やむを得ない事由によ

る措置を要しない場合

・医療分離が必要

・契約による介護保険

サービスの利用による

分離が可能

・その他高齢者の安全

を確保できる場所があ

る

　　　　　　　　等

やむを得ない事由によ

る措置を要しない場合

として対応

**検討から解除までの流れ**

継　　続

解　　除

　　　　　　　実施に向けた手続き

聴取事項

・高齢者及び親族の住所・氏名・生年月日・電話

番号

・心身の状態、経済状態

・生活保護受給の有無

・申出に至った経過　　等

入所に必要な書類

　入所申出書、身元引受書、世帯調書、同意書、

既往歴、基本情報、健康診断書　　等

やむを得ない事由による措置入所を要する場合

**コア会議**

やむを得ない事由による措置入所の必要性を検討

高齢者虐待の防止、高

齢者の養護者に対する

支援等に関する法律第

９条の規定により、養

護者による高齢者虐待

を受け、生命又は身体

に重大な危険が生じて

いるおそれがあると認

められる高齢者を老人

ホームに一時的に保護

する場合は、入所判定

委員会の開催を待つこ

となく入所措置を行う

ことができるものとす

る。（平成１８年３月

３１日付け老発第

0331028号厚生労働省老

健局長通知）

措置入所の決定までに

新たに高齢者の安全を

確保できる場所が見つ

かった　　　　　等

**６、支援**

　（１）支援の方法

１　保健福祉サービス及び介護保険サービスの情報提供を行い、介護負担や介護ストレスを軽減させる。

２　安全な環境を確保し、支援体制を整える。

３　必要な医療や介護が受けられるようにする。

４　判断能力の不十分な人へは成年後見制度の利用を図る。

５　共感的な態度で接し、支援者との間に信頼関係を形成する。

６　経済的に困難である場合、家族全体の支援を視野に入れる。

７　援助にあたっては、家族関係をできるだけ断ち切らないよう配慮する。

８　支援者へのメンタルヘルスにも配慮する。

９　複数のスタッフや関係機関の間で、それぞれの役割を明確にしながらチームケアを行う。

キーポイント

**支援・援助の概要**

　高齢者虐待の対応には、虐待の程度や経緯により支援の方法はさまざまにありますが、大きく分けて、以下のパターンが考えられます。

・被虐待者の在宅生活の維持が図れるよう見守っていく。（在宅サービスなどの利用）

・被虐待者と虐待者の間に一定期間距離をおく。（ショートステイなどの利用）

・別の場所での生活を検討する。（施設入所など）

　また、虐待に至るまでの人間関係等、長い時間をかけてこじれてきたケースが多く、それらのケースを支援していくことは、長期的、かつ継続的な支援が必要になってくることも考えられます。そこで、支援の実際については、以下のような支援を包括的に行っていくことが大切です。

　●被虐待者自身への支援

　●虐待者・家族への支援

　●支援者（介入者）への支援

**支援・援助の視点・方法**

１　被虐待者への支援

虐待ケースへの支援は、被虐待者の権利を守ることを第一とします。よって、最優先されることは被虐待者自身の安全確保です。「安全」とは人間の最も基本的な欲求の１つであり、それは身体・生命の安全のみならず、精神・心理面においての「安全」、生活をおびやかす経済面での「安全」をも含みます。

「虐待を受ける」ということは、こういった「安全」が得られない状況下に置かれるということであり、支援者は何よりもこの視点に立って援助・支援の方向を考え、被虐待者や家族への支援体制を整えていく必要があります。

具体的な安全な環境の確保の方法としては、

①被虐待者と虐待者との間に一時的に距離を置くことが考えられます。その対応策としては、入院、入所、ショートステイ、デイサービスなどを利用することにより、被虐待者と虐待者との間に距離をおくことができます。

②訪問介護、訪問看護などを利用し、被虐待者や虐待者への支援体制を確保していきます。

（１）自立への支援

被虐待者の自立への支援は、長期的な支援として考えられます。身体機能の回復はもちろん、精神・心理的な回復が自立への支援として重要となります。生活や介護が家族に依存した状態であることから、虐待を受けても、自ら訴えないで、逆に虐待者をかばうといった行動も現れてきます。

まず重要なことは、支援者と被虐待者との信頼関係を築くということです。第一に被虐待者の思いに共感し、ありのままのその人を受け入れます。自分に対する否定的な感情も、虐待者に対する肯定的な感情も、その人が持つ今ある感情として受容してください。ここで、支援者は自分の価値観からくる感情や意見といったものを、相手の思いに重ね合わせてしまわないように十分注意しましょう。ここでは、相手の表出する思いや感情に対して「～と感じているのですね。」「そういったことがあるのですね。」といったように、相手の表現を整理して、確認をとるといったやり取りを行っていきます。問題が起こったときのことばかりでなく、問題が起こらずうまくいったときのことを話してもらいましょう。その中で、これまでどのように生きてきたのか、大切に思っていることを尋ねていきます。また、被虐待者が「こうなればよいのに」という希望や願いを聞くことで、被虐待者の思っている「未来の状況」も話してもらいましょう。肯定的な話をすることで、相手は自分の感情を整理することができます。支援者から指示的や否定的な態度ではなく、受容的で肯定的なメッセージを受け取ることで、自立に向けた話もしやすくなります。

また、支援者との信頼関係も形成されていきます。関係者間で被虐待者の自立（自己選択・自己決定）に向けて話し合い、サービスを調整し、あくまで被虐待者自身がどうしたいか、どのようになりたいかを中心に話を進めましょう。それは被虐待者を勇気づけることにもなります。支援は長期的かつ継続的になることがほとんどですが、支援者は常に連絡を取り合い、方針を確認しながら支援を行っていきます。

（２）判断能力が不十分な人等への支援

判断能力が不十分な人等への支援では権利擁護の制度を活用することを検討します。

①福祉サービス利用援助事業

在宅で暮らす認知症や知的障害・精神障害のある人等のうち、判断能力が不十分なものの、契約を交わすことについては理解できる人のための制度です。社会福祉協議会の生活支援員が高齢者宅を訪問し、日常的な金銭管理の援助・福祉サービスの利用援助などを行います。

■利用の流れ

１）相談

南丹市社会福祉協議会へ相談してください。

２）訪問・面接

相談により援助が必要であると考えられる方には、社会福祉協議会の専門員が利用者宅等を訪問し、本人の状態や生活状況、相談内容の確認を本人や関係者から行い、地域福祉権利擁護事業の対象となるかどうかを確認します。

またあわせて、確認契約を締結する能力があるかどうかの確認を行います。

３）契約の締結

利用者の意思を尊重しながら「契約書」と「支援計画」を作成し、契約締結します。

４）支援の開始

「支援計画」に基づいて、社会福祉協議会から生活支援員が派遣され、支援を行います。※支援員が行う支援については有料です。ただし、生活保護受給者・非課税世帯は無料です。（１時間あたり、１，０００円ただし移動費実費。通帳管理については年間３，０００円）

■安心して支援を受けるために

支援実施にあたっては、利用者と社会福祉協議会の契約内容を審査するための「契約締結審査会」が設置されています。

また、支援提供の適正さを監督するための「運営適正委員会」も設置されています。日常的金銭管理等の支援活動を通して、虐待の早期発見と本人の財産が本人のために使われないという経済的虐待の防止に努めています。

②法定後見制度の利用

法定後見制度とは認知症、知的障害、精神障害等によって物事を判断する能力が十分でない人を支援するための制度です。判断力の低下している被虐待者に対して経済的搾取がなされている場合や、家族が反対して必要な医療や介護が受けられない場合、法定成年後見制度の利用を図ります。法定後見制度は本人の判断力の程度により、後見・保佐・補助の３類型に分けられます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 本人の判断能力 | 区　　分 | 援助者 | 監　督 |
| 不十分 | 補助 | 補助人 | 補助監督 |
| 著しく不十分 | 保佐 | 保佐人 | 保佐監督 |
| 判断能力を欠く状況 | 成年後見 | 成年後見人 | 成年後見監督 |

成年後見人は本人に代わって財産管理と身上監護を行います。財産管理としては本人の利益のために、自宅等の不動産や預貯金等の管理、年金の管理、日常生活での金銭管理等を行います。

また、身上監護としては医療・介護や生活面の手配を行うことで、医療や介護等に関する手続き・契約・支払いなどを行い、実施状況の把握を行います。

法定後見は、本人・家族が家庭裁判所に申し立てて後見人を選定してもらいますが、成年後見等支援センターに手続きの相談をすることもできます。また、直接弁護士・司法書士等に依頼し、手続きを進めてもらう方法もあります。これらの制度を利用するためには申立費用がかかりますが、費用捻出が困難な場合は法テラスに相談してください。

誰も後見人になる人がいない場合や、家族が経済的虐待を行うおそれのある場合等は、第三者の後見人が選出されることになります。

■利用の流れ

１）申立て

本人の住所地を管轄する家庭裁判所に［法定後見開始の申立て］を行います。（申立てには申立書などの書類を提出します）

申立てができるのは、本人、配偶者、４親等内の親族、検察官、市町村長などです。

　２）調査・鑑定・審問

申立てを受けて、家庭裁判所の調査官が調査します。

原則として「保佐」「後見」の場合は本人の判断能力について医師による鑑定が行われます。

さらに、どんな援助が必要かなどを確認するため、家事審判官（裁判官）が、本人などに直接会うことがあります。

　３）審判・告知

家庭裁判所により申立てについての判断が出されます。申立が認められれば、成年後見人等が選任されます。また、必要であれば成年後見監督人なども選任されます。

審判結果は本人に告知または通知され、選任された成年後見人などにも告知されます。（告知されて２週間後に審判が判定します。）

　４）登記

家庭裁判所から嘱託により確定した審判の内容は東京法務局に登録（登記）されます。（以前の「禁治産」制度のように戸籍に登録されることはありません）

登記することによって、「登記事項証明書」の交付を受けることができます。例えば、成年後見人が本人に代わって財産の売買・介護サービス提供契約などを締結するときに、取引相手に対して登記事項証明書を提示することによって、その権限などを確認してもらうなどの利用方法が考えられます。

③市による成年後見審判等開始申立・費用助成等

認知症、知的障害、精神障害等があり、判断力の低下した人が虐待を受けている場合で、後見の申し立てをする者がいない等の場合、市長による後見等開始審判の申立を行うことができます。

また申し立て費用が捻出できない場合や、第三者の後見人の報酬が支払えない場合には、市がそれらの費用を助成できる場合があります。

④任意後見制度・第三者の法律家等と財産管理契約

上記の法定後見制度は既に判断力が失われたか、あるいは判断力が不十分な状態になり、直ちに後見人が必要な状態になった場合に利用されることに対し、任意後見制度はまだ判断能力が正常である、または衰えたとしても程度が軽く、自分で後見人を選ぶ能力を持っている人が利用する制度です。将来後見を受ける人と後見人になる人との当事者間で契約を結び、公証役

場にて公正証書を作り、法務局に登記しておきます。

また、本人が第三者の法律家等と任意で財産管理契約を結ぶことができます。被虐待者が判断能力はあるものの、身体は不自由で財産管理を十分にできないために経済的虐待を受けている場合等に有効です。

２　介護者・家族（虐待者を含む）への支援

（１）介護負担の軽減

高齢者虐待の場合、介護負担の増大や、周囲の無理解等から介護者や家族が追い詰められ、虐待へ進んでしまう場合も少なくありません。

こういったケースにおいては、高齢者（被虐待者）への支援のみならず、介護者、家族への支援は大変重要な要素になってきます。また、法的にも『養護者の支援』として、高齢者虐待防止法１４条に挙げられており、虐待者に対する支援を行うことによって虐待行為の予防や防止につながると考えられます。

養護者の介護負担の軽減として具体的に考えられる方法には以下のような方法があります。

①介護保険サービス等を利用し、直接的に介護に関わる負担を軽減していく。

②経済的背景がある場合の支援をする。

③介護者自身が介護の知識や技術を高めることによって、効率がよくなる介護方法や、介護者自身への負担が軽くなる介護方法を身につける。

④介護ストレスを経験している仲間同士で話すことでストレスを軽減していく。

⑤介護者自身の病気や障害への対応を図る。関係機関への協力要請等も含む。

ここでも支援者は、自分自身の価値観を抜きにして、支援すべき対象として介護者・家族

をありのままに捉えることが重要です。そして介護者・家族のもつニーズと取り組む力を正当に評価し、支援の方法を考えていく必要があります。介護の知識や技術の向上については、直接支援する関係職種が個別に対応する場合も考えられます。また、市やその他の機関が実施する介護者教室への参加を促すことも有効であると思われます。認知症介護家族に対しては「認知症介護者の会」等の紹介を行い、必要に応じて家族会や介護者のつどい等の情報提供を行っていきます。

（２）経済的背景への支援

直接の経済的虐待がない場合でも、経済的な問題が虐待を助長している場合があり、そういったことの予防・防止の意味でも、経済的な問題について家族単位で支援を行っていくことが重要です。年金・諸手当の申請や生活保護など、さまざまな手続き方法を検討し、経済的背景からの支援を行います。

３　被虐待者・虐待者に対する援助の注意点

　　支援・援助を実施するにあたっては、以下の点に注意します。

（１）制度の正しい理解を働きかける。

第三者が家庭に入ることを好まない人や、経済的な事情から介護保険サービスを利用できない人がいますが、介護保険制度の仕組みを知らせ、また、「介護の社会化」の意味や生活保護の利用方法、家族会等によるサービスなど地域の社会資源に関する情報を正しく伝えます。

また、虐待者に病気や障害のある場合は、関係機関と連携して、虐待者への支援が行われるような働きかけを行い、虐待者の生活の安定を図る必要があります。

（２）介護負担軽減を図ることを重視する。

虐待は介護者の情報不足や人間関係の破綻、精神的、肉体的、経済的に追い詰められ、疲労するなかで起きる場合が多くなっています。そのため虐待防止には、介護する人への支援が必要になります。介護にあたる人の経済的、心理的負担を軽減するため、介護保険制度の仕組みを知らせ、利用を働き掛けることにより介護負担の軽減を図ります。

（３）虐待者とも信頼関係を作れるようにする

被虐待者との信頼関係の構築はもちろんですが、虐待者とも信頼関係を築けるようにしま

す。そのためには、虐待者を追い詰めないように十分に注意します。言葉遣いや接し方などには特に注意し、傾聴の姿勢で、被虐待者と虐待者の話を別々に聴くようにするなど、信頼関係の構築に努めます。

（４）マネジメントの注意点

家族関係については在宅生活を継続している点を重視し、虐待が起こった背景についての理解に努め家族と接します。家族の愚痴を聴いたり、家族間の人間関係調整について配慮した関わりや働きかけを検討したりします。

また当事者と良好な関係を持てる人を見つけ出すこと等も有効です。

①家族関係を断ち切らない

　高齢者虐待の場合、本人は虐待を受けていても、家族との関係を断ち切ってしまうことに躊躇を感じることも少なくありません。長い間の家族関係の中で培われた特別な思いがあるので、単に関係を断ち切ったからといって問題が解決するとは限りません。したがって、施設入所などは慎重に行わなければなりません。在宅サービスをできるだけ利用することで、介護者の負担を軽減しながら在宅生活の継続ができるように支援していきます。

②施設入所後のフォロー

　施設入所により、虐待は停止すると思われがちです。施設に「本人を引き取りたい」と執拗に迫ったり、家族が高齢者の年金を押さえてしまったりなど、虐待が続くこともあります。

　また、本人の家への思いが断ち切れない場合、「家に帰りたい」「家へ電話をしたい」などの訴えもあります。

　こういった場合、施設と地域包括支援センターの継続的な連携が必要です。

　なお、年金が搾取されている場合は、成年後見制度などの法的な対応が必要となります。

③介護保険制度の対象外の場合

　介護保険制度の対象とならない人の場合は、介護保険以外の高齢者施策やサービスの利用を検討します。また地域の民生委員や近隣者等と連携し見守りや声かけを行います。

４　支援者（介入者等）への支援

　虐待ケースに関わるということは、支援者（介入者等）にとっても、身体的にも精神的にも負担が大きく、特に一人の支援者で抱え込んでしまっている場合やケースとの距離をうまく保てず、感情的な面に巻き込まれてしまっているような場合は、援助や関わりもうまくいかず、支援者自身が“バーンアウト（燃え尽き）”状態になってしまうことも心配されます。こうなるとケースは大切な支援者を失うことになり、適切かつ継続的な支援が受けられない状態にもなりかねません。

このような支援者の“バーンアウト”を予防していくことも虐待ケースを支援していくためには重要であると考えます。

（１）チームケア

虐待ケースは１人で抱え込まないことが重要です。複数のスタッフや関係機関とチームで確認を行い、それぞれの役割を明確にしながら介入支援を行っていくチームケアが基本です。

チームケアはどんなケースについても必要ですが、虐待ケースについてはその人間関係の複雑さや問題の複雑さから特に負担も大きくなります。チームでの役割を分担していくことで、支援者一人ひとりにかかる負担を軽くし、また、いろいろな職種・関係者から多角的・客観的に捉えることで、感情的な問題に対し冷静な姿勢で支援を行っていくことができます。

（２）スーパービジョン的な関わり

ケースとの関わりの中で疑問や困難を抱えた場合などに、支援者が自分自身を振り返ることは有効であると考えられます。事例検討会議や地域ケア会議等多数の専門職が集まる機会を活用し、事例検討会の中で支援者を支援できるように工夫しましょう。

また、支援者が支援を受けるためには地域包括支援センターの主任ケアマネジャーなどに事例について個別に相談するといった方法が考えられます。

（３）メンタルヘルスケア（セルフケアも含む）

バーンアウト状態の兆候としては、休みをとっても改善しない心身の消耗感、自分の価値

や仕事に対する能力への疑念、変化への抵抗、過敏な反応、周囲への怒りや恨み、対人関係の苦痛、などがあげられます。こうした状態が起きるリスクが高いのは、次のような３つの条件が重なったときです。

①手を抜けない大変な状態が続く

②いくら頑張っても報われない

③使命感や責任感、思い入れが強い

　日頃からバーンアウトの予防として休暇や気分転換を図ることを心がけましょう。

　悩みやストレスを溜めないことも心がけましょう。

**７、高齢者虐待への対応に向けた関係機関および関係職員の役割と連携**

　　　高齢者虐待が起こる背景には、複雑な事情が絡んでおり、単独の機関での解決は困難な場合が多く、他機関や職員との連携が重要になります。

　　そこで、つぎのような関係機関および関係職員の役割が期待されます。

１　地域の各関係機関がそれぞれの専門性を活かし、連携・協力して対応します。

２　各関係機関はそれぞれの役割を明確化します。

３　他の関係機関の役割も共通認識します。

キーポイント

①南丹市の機関

|  |  |
| --- | --- |
| 機関名(連絡先) | 役　　割 |
| 福祉事務所高齢福祉課(0771-68-0006）本庁保健医療課(0771-68-0016)支所総務課・八木支所(0771-68-0020)・日吉支所(0771-68-0030)・美山支所(0771-68-0040) | ・虐待の通報、届出に対する相談、指導および助言・通報等の事実確認・立入調査・警察署長に対する援助要請・居室の確保・老人福祉法に基づく措置・成年後見制度の利用に係る相談・面会の制限・養護者の支援・専門的に従事する職員の確保・連携協力体制の整備および活用・各支所総務課および、対応協力者の周知・市民への啓発、広報など・健康相談、訪問指導等による虐待の発見、相談および助言・保健師等による相談 |
| 地域包括支援センター 園部事務所(0771-68-3150)八木事務所(0771-43-0551)日吉事務所(0771-72-0214)美山事務所(0771-75-1006) | ・虐待の通報、届出に対する相談、指導および助言・通報等の事実確認・地域ネットワークの構築・権利擁護（地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の支援等）・市への相談、連絡　など |

※関係機関

|  |  |
| --- | --- |
| 機関名（連絡先） | 役　　割 |
| 消防署(0771-62-0119)警察署(0771-62-0110) | ・緊急時の介入・地域の安全の見守り・市町村等からの相談　など |

　②府の機関

|  |  |
| --- | --- |
| 機関名（連絡先） | 役　　割 |
| 京都府健康福祉部　障害者支援課　（075-414-4598） | ・市町村からの相談、支援・市や施設職員に対するスキルアップ研修の実施・府民への啓発　など |
| 南丹保健所(0771-62-0361) | ・地域保健等に関する市町村支援・健康相談・精神保健相談など |
| 家庭支援総合センター(075-531-9910) | ・配偶者からの暴力等に関する相談、一時保護など・虐待者に対する指導・警告・被虐待者に対する保護措置（緊急やむを得ない場合）など |

③国の機関

|  |  |
| --- | --- |
| 機関名（連絡先） | 役　　割 |
| 京都家庭裁判所　園部支部(0771-62-0840) | ・親族関係の調整調停・扶養についての家事調停、家事審判・成年後見（保佐・補助）の決定　など |
| 法務局・人権擁護委員 | ・人権擁護に関する相談、支援　など |

　④医療・福祉関係機関

|  |  |
| --- | --- |
| 機関名（連絡先） | 役　　割 |
| 医療機関 | ・緊急性の判断・市への通報・入院の必要性の判断・診察、診断、診断書の作成・往診　など |
| 社会福祉協議会(0771-72-3220) | ・地域福祉活動の推進・地域福祉権利擁護事業・福祉の相談、支援・市への相談、連絡　など |
| 居宅介護支援事業所 | ・支援の中での状態観察・介護保険サービスの調整・高齢者、養護者への支援・市への相談、通報　など |
| 居宅介護サービス事業所 | ・支援の中での状態観察・状態、状況の変化等について介護支援専門員への連絡・市への相談、通報　など |
| 福祉施設 | ・支援の中での状態観察・緊急避難場所・市への相談・通報　など |

　⑤法律関係機関

|  |  |
| --- | --- |
| 機　関　名 | 役　　割 |
| 弁護士会 | ・訴訟、調停などの裁判手続き・法律相談　など |

　⑥地域組織

|  |  |
| --- | --- |
| 機　関　名 | 役　　割 |
| 民生委員 | ・地域の見守り・市への相談、連絡　など |
| 自治会・老人クラブ等 | ・高齢者虐待に関する啓発・地域の見守り　など |
| 地域住民 | ・地域の見守り・市への相談、通報　など |

**８、モニタリング**

１　地域包括支援センターの主担当者が中心となってモニタリングを行います。

２　援助計画に基づいた支援の実施状況について把握と確認を行います。

３　被虐待者・虐待者・家族それぞれに対してモニタリングを行います。

４　当事者の生活の変化や気持ちの変化を見逃さないようにします。

５　モニタリングの結果、支援やサービス内容を見直す必要がある場合には援助計画を再検討します。

キーポイント

**モニタリングとは**

　地域包括支援センターは、支援の全体像を十分に把握する必要があります。

　地域包括支援センターの主担当者が中心となって、援助計画に基づいた支援が適切に実行され

ているか進行管理を行っていきます。

１　モニタリングの方法

　（１）被虐待者・虐待者・家族への確認

①被虐待者への確認

原則として自宅訪問などを行い、被虐待者本人に直接面接し、モニタリングを行います。支援の受け入れ状況や、生活状況の変化（自宅内の環境・着衣・身体状況など）、気持ちや生活にどのような影響を与えたかなどについて確認する必要があります。虐待者が同居している場合は、利用しているデイサービスの機会を活用して面接を行うなど話しかけやすい環境づくりを心がけましょう。

　　②虐待者への確認

　　　自宅へ訪問するなどして行いますが、場合によっては被虐待者とは別に会ってモニタリン

グを行います。被虐待者に対して支援を行ったことによる虐待者の状況等の変化、また、虐

待者自身に対して支援を行ったことによる虐待者の状況等の変化の両方の視点から、状況を

確認します。虐待者が支援者に対して拒否的である場合や無反応である場合もありますが、

虐待者が被虐待者に対してどのように接しているかを観察することにより、虐待者の気持ち

を察知できたこともあります。

　　③その他

　　　被虐待者・虐待者を含む家族全体の状況の変化を把握します。支援やサービスの導入がど

　　のように家族全体に影響を与えたかを把握します。

（２）関係機関からの支援やサービスの状況の確認

それぞれの関係機関が、計画どおりに支援やサービスを提供できるか確認を行います。計画通りにサービスが提供されていない場合は、それが支援機関の都合であるのか、被虐待者或いは虐待者や家族が拒んでいるためなのかなどを確認する必要があります。

また、支援やサービスが計画通りに実施されていても、当初の計画とは異なり支援の

内容が被虐待者・虐待者の実情に合わなくなってきていることもあり得ます。報告や連絡が漏れなく実施できるようにあらかじめ関係機関と連絡方法を決め、支援やサービスの実施状況が確実に把握できるようにしましょう。

　　　　また、民生・児童委員、地域住民からも必要に応じて聞き取りを行い、状況を確認します。

　（３）モニタリングの報告

　　　　地域包括支援センターはケース会議で決めた頻度や実施方法に基づきモニタリングを行い、支援経過票に記録し、その都度高齢福祉課まで報告します。

２　援助計画の再検討

　　被虐待者を取り巻く状況は日々一刻変化しており、新たな支援課題が生まれてくる可能性があります。地域包括支援センターの主担当者は、常にそれを意識する必要があります。新たな支援課題が生じた場合や支援内容が適切でなくなってきた場合は、まだ評価予定日に至らなくとも、ケース会議を開催し、支援内容を評価し、援助計画の見直しを行う必要があります。

**９、評価**

１　地域包括支援センターの主担当者は、定期的にケース会議を開催し、計画上位置づけた目標の達成状況の評価を行います。

２　次回の評価時期に達していなくとも必要に応じて援助計画の見直しを行うこともあります。

３　評価の結果、支援内容の見直しが必要な場合には、再度援助計画書を作成します。

キーポイント

　評価予定時期が間近になれば、地域包括支援センターの主担当者は関係機関を招集してケース会議を開催します。関係機関から支援の実施状況等を聴取し、援助計画の目標が達成されているかどうかを確認します。

　ただし、支援内容の変更が必要であると判断した場合は、援助計画の見直しを行います。

　ケース会議で評価を行う場合には、下記の情報から必要なものを参加者に配布します。

　１　高齢者虐待対応ケース会議記録・計画書

　２　支援経過記録（各関係機関が作成しているもの）

　３　ケース会議検討記録、或いはレジメ

　４　高齢者虐待対応評価会議記録票

　５　その他

評価票

　ケース会議で評価を行う場合は、地域包括支援センターの主担当者がコーディネーターになり、評価票を活用し実施します。

　１　作成日

　　　評価票作成日（開催日時）・回数・評価票作成者・所属機関名を記入します。

　２　目標と優先順位

　　　援助計画書に書かれた目標と優先順位を対象ごとに整理します。

　３　実施状況

　　　ケース会議に参加している担当者から、サービス等の実施状況や反応、受入状況等を報告してもらい記入します。

　４　目標達成・根拠

　　　実施状況の報告を受けて、ケース会議メンバーで目標が達成しているか、いないかを確認

します。また、その総合的な根拠を記入します。

　　　計画通りに援助が実施されずに目標が達成できなかった場合は、実施されなかった要因や、

課題、目標の設定が適当であったかどうかの検証を行い、援助計画書の見直しにつなげます。

　５　計画変更の有無

　　　目標ごとの実施状況や目標達成状況に応じて援助計画の変更の有無を決定します。

　　　＜変更あり＞

　　　目標に向かってこれまでと異なった支援が有効であると思われる場合や、意向の変化や環

境の変化などが発生し、これ以上この援助計画が継続できないと考えられる場合が該当しま

す。この場合、変更内容にその内容の概要を記入し、詳細な内容については援助計画書で示

すことになります。

　６　本人および養護者等の状況の確認

（１）本人の状況や意向を確認します

これまでの援助計画により実施してきた支援による本人の精神的や環境的な変化など

本人の状況や意向を確認し、今後の支援に反映できるようにします。

（２）養護者・家族等の状況や意向を確認します

　　　　　養護者・家族等が現在どのような状況で、どのような意向を持っているかを確認し、

必要な場合には適切な関係機関につなげるようにします。

　７　虐待の状況と対応

　　　評価時点での虐待の状況と対応を確認します。

　　（１）「虐待が発生している」或いは「虐待の疑いがある」場合の対応は、「虐待ケースとして継続的に支援」となります。

今後の対応として、現在の援助計画に基づき支援を継続するのか援助計画の見直しを行うのかチェックし理由を記入します。

　　　　　現在の援助計画に基づき支援を継続する場合は、次回評価日を決め記入します。援助計画の見直しを行う場合、ケース会議は新しい援助計画の作成に移り、虐待が解消するまで計画の作成、支援、モニタリング、評価を繰り返し実施します。

　　（２）「虐待が解消し介護サービスを利用している」場合に、一定の条件を満たすことができれば、「包括的・継続的ケアマネジメントへ移行」し、地域包括支援センターによるケアマネジャー支援に変更します。

　　　　　この場合ケアマネジャー支援による対応が可能な理由を記入します。また、居宅介護支援事業所名とケアマネジャー名を記入します。

　　　　　移行後の注意事項としては、ケアプランの大幅な変更や中止があった場合や居宅介護支援事業所、ケアマネジャーの変更があった場合には、地域包括支援センターに連絡し、継続した支援が途切れないようにします。

　　（３）「虐待が解消しているが介護サービスを利用していない」場合に一定の条件を満たすことができれば、「地域包括支援センターがモニタリングを継続」に移行します。

移行できる理由と地域包括支援センターの担当者名を記入します。

　　（４）「分離：退院、退所の可能性が低い／転居した場合」のときは、「地域包括センターの対応が終了：となります。

※（２）（３）（４）は虐待対応ケースとしては終結扱いとなります。

**１０、終　結**

１　虐待対応を終結する場合には、生活が安定し再発する可能性が極めて低いことが必要です。

２　地域包括支援センターが、コーディネーターとなり、これまで評価してきた経緯を踏まえ、終結の時期を予測します。

３　終結の判断は、評価とともにケース会議で行います。

４　終結となった場合でも再発防止に努めます。

５　虐待の事実や疑いが再発すれば、すみやかに養護者による高齢者虐待相談対応フローチャートの実態把握に戻り、支援を開始します。

キーポイント

**虐待対応終結について**

　虐待対応を終結することは、問題が一旦解決し、虐待再発の恐れが極めて低く、被虐待者が将来にわたり安定した生活を継続できる状態となることです。

**虐待対応終結の判断**

　虐待対応終結の判断は、ケース会議で行います。

　地域包括支援センターは、これまで評価してきた経緯を踏まえ、ケース会議を開催します。

　ケース会議では、虐待が解消したことを確認します。また、被虐待者や虐待者等の状態や意向を確認し、安定した生活が継続できるかどうかを判断します。

　地域包括支援センターは、この会議を開催するにあたって、事前に評価票（表裏）や支援経過記録等を市へ提出し、ケース会議の開催について市と協議します。終結を決めるケース会議には市が出席します。

**虐待対応を終結とする場合の具体的な対応方法**

１　虐待が発生している・虐待の疑いがある⇒虐待ケースとして継続的に支援

　　ケース会議の結果、引き続き支援が必要と認められた場合は、終結とはならないため、継続して支援を行います。

２　虐待が解消し介護サービスを利用している⇒包括的・継続的ケアマネジメントへ移行

介護サービスを利用することで医療や介護など生活課題の解決を図り、ケアマネジャーを中心とした支援が継続できる状態であると、ケース会議で判断することができれば、虐待対応は終結となります。

　　介護サービスの利用が虐待再発の防止につながります。ケアマネジャーや介護サービス提供者は、安定した生活が継続できているかどうか見守ります。虐待の疑いが生じた場合は、直ちに地域包括支援センターに連絡します。

　　入院や家族の生活状況の変化などにより、介護サービスが中止になったり途切れたりした場合は、虐待再発につながる危険性が高くなります。ケアマネジャーは、被虐待者や虐待者が入院・入所したとき、関係機関が知らない間に帰宅し、虐待が再発するようなことがないよう、病院等の関係者と十分に連携する必要があります。

　　また、ケアマネジャーは、支援が途切れないように地域包括支援センターおよび関係機関と連携します。

３　虐待が解消しているが介護サービスを利用していない⇒地域包括支援センターがモニタリングを継続

介護サービスの利用がなくとも、介護サービス以外の社会資源を活用するなどして、民生委

員や近隣者などが地域包括支援センターと協力して見守りが継続できる状態であるとケース会

議で判断することができれば、虐待対応は終結となります。地域包括支援センターは、虐待再発がなく安定した生活を送っているかどうかモニタリングを行います。地域包括支援センターのモニタリングの頻度と方法については、ケース会議で検討します。

４　分離：退院・退所の可能性が低い／転居した場合⇒地域包括支援センターの対応が終了

被虐待者、或いは虐待者が、長期入院、特別養護老人ホームなどに入所することで生活が安

定し、虐待再発の恐れが極めて低くなった場合、虐待対応は終結となります。

　　地域包括支援センターは、入所・入院が決定した場合、病院等の担当者に引き継ぎ票を用いて引き継ぎます。病院等は、関係機関が知らない間に帰宅してしまったなどということがないようにします。

　　退院・退所が決定した場合、地域包括支援センターはケース会議を開催、今後の援助方針について検討し支援体制を整えます。

　　被虐待者が転居するなどして虐待が解消する場合もありますが、再発の可能性がないかどうかケース会議で確認し、必要な場合は転居先の地域包括支援センターに引き継ぎます。

　　また、被虐待者、或いは虐待者が亡くなった場合には、地域包括支援センターの対応も終了となります。

※虐待対応が終結した場合でも、万一虐待の事実や疑いが発生した場合は、養護者による高齢者

虐待対応フローチャートの実態把握に戻り対応していくことになります。

**養護者・家族への支援**

虐待が解消しても養護者・家族に支援が必要な場合があります。

こういった場合は必要な関係機関に繋ぎます。



**第３章　養介護施設従事者における高齢者虐待への対応**

１　養介護施設従事者・養介護事業所従事者すべてが対象になります。

２　南丹市（高齢福祉課）へ通報します。

３　南丹市が事実確認・調査を行います。

４　南丹市がケース検討会議を開催し、虐待事実の確認を行います。

５　南丹市及び京都府は、老人福祉法・介護保険法の規定により指導・権限の行使をします。

キーポイント

**通報等の対象**

　高齢者虐待防止法では、高齢者の福祉・介護サービス業務に従事する者による高齢者虐待についても規定されています。（高齢者虐待防止法第２条・第２０～２６条）

　養介護施設従事者等とは、老人福祉法および介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員のことを指します。介護保険施設等の入所施設や介護保険居宅サービス事業者など、老人福祉法や介護保険法で規定されている高齢者向けの福祉・介護サービスに従事する職員すべてが対象となります。



**南丹市福祉保健部　高齢福祉課　高齢者福祉係**

南丹市の養介護施設従事者・養介護事業所従業者による

　　　　高齢者虐待の総合相談窓口は

**南丹市高齢福祉課です。**

**発見・通報・届出**

（養介護施設従事者・養介護事業所従事者による高齢者虐待を発見したら・・・）

　養介護施設従事者・養介護事業所従事者（以下養介護施設従事者等という）による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、南丹市に通報します。

　特に、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、すみやかに通報しなければなりません（高齢者虐待防止法第２１条）。

　また、虐待を受けた高齢者も届出することができます。

　なお、養介護施設従事者等が通報したことなどを理由として、解雇その他不利益な取り扱いを受けないことが想定されています。（高齢者虐待防止法第２１条第６項）

※通報への対応は養介護施設等の所在地の市町村が行うこととし、通報者がいる市町村への通報がなされた場合には、速やかに養介護施設等所在地を市町村に引き継ぎます。また、施設に入所している高齢者が住民票を移していない場合にも、通報等への対応は施設等の所在地の市町村が行います。

**南丹市による対応**

１　事実確認・調査

　　通報・届出を受けた場合、高齢福祉課および関係各課は通報等内容の事実確認や被虐待者の安全確認を行います。事実確認の調査は、通報等がなされた養介護施設従事者等の勤務する養介護施設・養介護事業所および、虐待を受けたと思われる高齢者に対して実施します。

　　ただし、養介護施設・養介護事業所の協力が得られない場合等は、南丹市から府へ報告、相談し、京都府と共同で事実確認を行うこともあります。

２　検討

　　調査の結果、養介護施設従事者等による高齢者虐待が疑われる場合には、ケース検討会議を開催し、調査報告を基に虐待事実の確認を行います。

　　養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実が確認された場合には、被虐待者や養介護施設・養介護事業所への対応方針等を協議します。

３　報告

　　虐待の事実が確認された事例は京都府へ報告します。ただし、養介護施設・養介護事業所の協力が得られない場合や悪質なケース等では、高齢者虐待の事実が確認できなくとも府に報告する場合もあります。

４　権限の行使

　　市又は府は、老人福祉法・介護保険法の規定による権限を行使し、高齢者虐待の防止、および被虐待者の保護を図ります。（高齢者虐待防止法第２２条、２４条）

　　養介護施設従事者等による高齢者虐待が強く疑われる場合には、当該施設・事業所から報告を受けて事実を確認し、高齢者虐待が認められた場合には、南丹市が指導を行い、改善を図るようにします。

　　また、指導に従わない場合には、老人福祉法・介護保険法による権限規定により、勧告・命令、指定の取消し処分などの権限を適切に行使し、高齢者の保護を図ります。

**身体拘束への対応**

１　身体拘束と高齢者虐待

　　身体拘束が安易に行われると、重大な権利侵害や生命・健康・身体を脅かす行為となりえます。したがって、利用者本人や他の利用者等の生命や身体を保護するために「緊急やむを得ない」場合を除いて、身体拘束はすべて高齢者虐待に該当する行為であると考えられます。

２　身体拘束の定義と禁止規定

　　介護保険制度の施行時から、介護保険施設等では、利用者本人や他の利用者等の生命や身体を保護するために「緊急やむを得ない」場合を除いて、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為は、指定基準等で原則禁止されています。表（身体拘束に該当する具体的な行為）に示されるような行為が、禁止の対象となる具体的な行為です。ただし、この表に示される１１種類の行為のみを禁止の対象とするだけでは施設・事業所の利用者に対する行動制限のすべ

てをカバーできません。行動を制限するという同様の目的から、代替的な行為によって行動制限が行われている場合もあり、それらの行為は決して安易に許されるべきものではありません。

身体拘束に該当する具体的な行為

１　徘徊しないように車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。

２　転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る

３　自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。

４　点滴・経管栄養チューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。

５　点滴・経管栄養チューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。

６　車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Ｙ字型制御帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。

７　立ち上がる能力のある人の立ち上がりを防げるようないすを使用する。

８　脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。

９　他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひもで縛る。

10　行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。

11　自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

「身体拘束ゼロへの手引き」（平成１３年３月：厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」発行）

３　緊急やむを得ない場合とは

　　利用者本人や他の利用者等の生命や身体を保護するために「緊急やむを得ない」場合には、例外的に身体拘束の実施が許容されることがあります。この「緊急やむを得ない」場合とは、

「例外３原則」と呼ばれる３つの要件を満たす場合です。

**例外３原則（３つの要件をすべて満たすことが必要）**

１　切迫性：本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。

２　非代替性：身体拘束以外に代替する介護方法がない。

３　一時性：身体拘束は一時的なものである。

**緊急やむを得ず身体拘束を行う際に必要な「慎重な手続き」**

１　「緊急やむを得ない場合」に該当する３原則の確認等の手続きを、「身体拘束廃止委員会」等のチームで行い、記録する。

２　本人や家族に目的・理由・時間（帯）・期間等をできる限り詳しく説明し、十分理解を得る。

３　状況をよく観察・検討し、要件に該当しなくなった場合はすみやかに身体拘束を解除する。

　さらに、こうした手続きに関する記録を残すことも必要です（記録を行っていない場合は「身体拘束廃止未実施減算」が適用されます）。また適宜再検討して記録を加えるとともに、情報の開示と関係者間での共有が求められています。

　なお、本人や家族への説明は、次の項で示すような重大な影響を及ぼしうる行為を行うにあたって説明と理解を得る努力が求められるということであり、家族の同意があれば身体拘束を行うことができる、ということではありません。



「身体拘束ゼロへの手引き」（平成１３年３月：厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」発行）



|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | ４（最重度） | ３（重度） | ２（中度） | １（軽度） |
| 区分の考え方 | 生命の危険や心身への重篤な影響、生活の危機的状況 | 重大な健康被害が生じている、生活の継続に重大な支障が生じている | 権利侵害行為が繰り返され、高齢者の心身への被害・影響や生活面で支障が出ている複数の利用者に対する権利侵害行為がある | 高齢者の意思を無視した行為、介護者の都合によるケア等が行われている、軽度の被害・影響が生じている |
| 身体 | 生命の危険、重大な後遺症が残るおそれのある行為（重度の火傷、骨折、頭部外傷、首締め、揺さぶり、拘束、服薬等） | 重大な健康被害（生命の危険はない程度の骨折、裂傷、火傷等） | 打撲痕、擦過傷、火傷、皮下出血等が複数部位にある、繰り返し発生している、要件を満たさない身体拘束が複数名又は繰り返し行われている等 | 無理やりケアをしたり、行動を制限している、乱暴な対応や扱い、威嚇的行為がある、軽度の打撲痕や擦過傷、火傷等のケガがある |
| 放棄 | 重篤な健康問題が生じている（重度の低栄養や脱水、褥瘡、肺炎等） | 健康問題が生じている（軽度の脱水、低栄養状態、褥瘡等）、不適切な服薬管理等 | 必要なケアの放置が繰り返し発生している、繰り返しの受傷を放置、複数の利用者へのケアが不十分な状態等 | 本人の状態像を無視したケア、職員の都合に合わせたケアがなされている、ケアが不十分な状態、ナースコール等の機器が使えない状態 |
| 心理 | 著しい暴言や拒絶的な態度により、精神状態にゆがみが生じている、自傷行為、強い自殺念慮等がある、保護の訴え | 特定の職員に対して怯えている表情や態度がみられる、恐怖の訴え | 暴言、威圧的態度、脅迫、無視、嫌がらせ等の行為が繰り返されている、複数の利用者に対して同様の行為がある | 子ども扱いしたり暴言や威圧的な言葉がけ・態度、高齢者の自立・生活意欲を阻害するケアが行われている |
| 性的 | 望まない性行為、性感染症に至る、等 | わいせつな動画の視聴強要、ベッドでの添い寝などの行為を強要される、入浴時の写真や動画撮影等 | 性的な言葉がけ、必要以上の接触、態度、が繰り返されている、複数利用者に対して同様の行為がある | プライバシーを無視した言葉がけ、下着のまま放置したりドアを開けたままでの排泄介助などの行為がある |
| 経済 | 預貯金や財産等の搾取等により本人の生活が危機的状況にある | 預貯金や財産等の搾取等により本人の生活に重大な支障が生じている | 管理していた預貯金から不正に金銭を搾取、財布やキャッシュカードを窃盗 | 本人の了承なく年金や預金、財産等を管理されている |

施設従事者等による高齢者虐待防止のために

養介護施設・事業所に求められる取り組み

　養介護施設の設置者および養介護事業を行う者は、虐待の防止のために、養介護施設従事者等の研修の実施、利用者本人および家族からの苦情処理体制の整備やその他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずることが必要です。したがって、養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止・発見・対応の責任は、従事者個々人の問題だけでなく、施設・事業所そのものにもあるといえます。

１　管理職・職員の研修・資質向上

　　養介護施設従事者等による高齢者虐待を防止するためには、ケア技術や虐待に対する研修によって職員自らが意識を高め、実践につなげることが重要です。

　　養介護施設・養介護事業所において、定期的にケア技術向上や高齢者虐待に関する研修を実施するとともに、市や府の実施する研修会に参加する機会を設け、養介護施設従事者等の資質を向上させるための取組が重要です。管理職が中心となってサービスの向上に向けた取り組みが期待されます。

２　情報公開

　　養介護施設は、入所している高齢者の住まいであるため、外部からの目が届きにくい面があります。しかし地域住民やボランティアなどの多くの人が施設に関わることは、職員の意識に影響を及ぼすと考えられます。

　　また、サービス評価（自己評価・第三者評価等）の導入も積極的に検討することが大切です。

３　苦情処理体制

　　養介護施設・養介護事業所に対して、サービスを利用している高齢者やその家族等の苦情を処理する体制の整備を行うことが規定されています。（高齢者虐待防止法第２０条）

　　養介護施設・養介護事業所においては、苦情相談窓口を開設するなど苦情処理のために必要な措置を講ずるべきことが運営基準に規定されており、各施設・事業所での対応が図られていますが、サービスの質を向上させるため、利用者に継続して相談窓口の周知を図り、苦情処理の取組を効果的なものにしていくことも大切です。

４　組織的運営の改善

　　養介護施設等には、高齢者虐待の未然防止のために、研修、苦情処理及び内部監査を含めた

業務管理体制全般について適切に運用されているか把握することが求められています。これら

を自主的に点検し、必要に応じて体制を見直し、運用を改善する必要があります。

運用改善にあたっては、「ヒヤリハット報告書」を活用し、組織内リスク要因の洗い出しに

努めることも有効です。発生した事故等への対応のみに留まらず、未然の施設情報から、早期

に対応すべき虐待等課題洗い出しの体制整備について助言をすることも大切です。

また、事故やヒヤリハットを個人の責任としない組織風土を作り、認知症高齢者等への対応で苦慮している養介護施設従事者等に対し、ケア能力や対応スキルが低いという指摘だけで終わることなく、ねぎらいの言葉をかける教育・指導方法について市町村として理解しておき、適宜助言することも大切です。

**参考文献・資料**

**参考文献**

・『高齢者虐待対応ソーシャルワークモデル実践ガイド』

社団法人日本社会福祉士会（平成２２年２月２５日）

・『市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き』

社団法人日本社会福祉士会（平成２３年７月２０日）

・『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について』

厚生労働省 老健局（平成３０年３月）

**参考資料**

□関係法令

**高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律**

公布：平成十七年法律第百二十四号

第一章　総則（第一条―第五条）

第二章　養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等（第六条―第十九条）

第三章　養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等（第二十条―第二十五条）

第四章　雑則（第二十六条―第二十八条）

第五章　罰則（第二十九条・第三十条）

附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（定義等）

第二条　この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

２　この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等（第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

３　この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

４　この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一　養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ　高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ　高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ

又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ　高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与

える言動を行うこと。

ニ　高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

二　養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不

当に財産上の利益を得ること。

５　この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十七項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十八項に規定する介護老人保健施設、同条第二十九項に規定する介護医療院若しくは同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

イ　高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ　高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ハ　高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与

える言動を行うこと。

ニ　高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

ホ　高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

二　老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項

に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十四

項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業、同条

第十二項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十六項に規定する介護予防

支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係る

サービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

６　六十五歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事

業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条

第一号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による

高齢者虐待に関する規定を適用する。

（国及び地方公共団体の責務等）

第三条　国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

２　国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

３　国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（国民の責務）

第四条　国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（高齢者虐待の早期発見等）

第五条　養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

２　前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章　養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

（相談、指導及び助言）

第六条　市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

（養護者による高齢者虐待に係る通報等）

第七条　養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

２　前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

３　刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条　市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を

受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（通報等を受けた場合の措置）

第九条　市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

２　市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

（居室の確保）

第十条　市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（立入調査）

第十一条　市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の四十六第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

２　前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（警察署長に対する援助要請等）

第十二条　市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

２　市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

３　警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

（面会の制限）

第十三条　養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

（養護者の支援）

第十四条　市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

２　市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（専門的に従事する職員の確保）

第十五条　市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員

を確保するよう努めなければならない。

（連携協力体制）

第十六条　市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

（事務の委託）

第十七条　市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

２　前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

３　第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（周知）

第十八条　市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

（都道府県の援助等）

第十九条　都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

２　都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第三章　養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

（養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置）

第二十条　養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

（養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等）

第二十一条　養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

２　前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

３　前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

４　養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

５　第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受

理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。

６　刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

７　養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二条　市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

２　前項の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第二十三条　市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

（通報等を受けた場合の措置）

第二十四条　市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

（公表）

第二十五条　都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章　雑則

（調査研究）

第二十六条　国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

（財産上の不当取引による被害の防止等）

第二十七条　市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者と行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

２　市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

（成年後見制度の利用促進）

第二十八条　国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章　罰則

第二十九条　第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条　正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌

避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附　則

（施行期日）

１　この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

（検討）

２　高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

３　高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附　則　（平成一八年六月二一日法律第八三号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第十条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、第百五条、第百二十四条並びに第百三十一条から第百三十三条までの規定　公布の日

二～五　略

六　第五条、第九条、第十四条、第二十条及び第二十六条並びに附則第五十三条、第五十八条、第六十七条、第九十条、第九十一条、第九十六条、第百十一条、第百十一条の二及び第百三十条の二の規定　平成二十四年四月一日

（健康保険法等の一部改正に伴う経過措置）

第百三十条の二　第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法（以下この条において「旧介護保険法」という。）第四十八条第一項第三号の指定を受けている旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、第五条の規定による改正前の健康保険法の規定、第九条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律の規定、第十四条の規定による改正前の国民健康保険法の規定、第二十条の規定による改正前の船員保険法の規定、旧介護保険法の規定、附則第五十八条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定、附則第六十七条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定、附則第九十条の規定による改正前の船員職業安定法の規定、附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法の規定、附則第九十六条の規定による改正前の船員の雇用の促進に関する特別措置法の規定、附則第百十一条の規定による改正前の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の規定及び附則第百十一条の二の規定による改正前の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、平成三十年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

２　前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法第四十八条第一項第三号の規定により平成三十年三月三十一日までに行われた指定介護療養施設サービスに係る保険給付については、同日後も、なお従前の例による。

３　第二十六条の規定の施行の日前にされた旧介護保険法第百七条第一項の指定の申請であって、第二十六条の規定の施行の際、指定をするかどうかの処分がなされていないものについての当該処分については、なお従前の例による。この場合において、同条の規定の施行の日以後に旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設について旧介護保険法第四十八条第一項第三号の指定があったときは、第一項の介護療養型医療施設とみなして、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第百三十一条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（処分、手続等に関する経過措置）

第百三十二条　この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

２　この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百三十三条　附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（平成一八年一二月二〇日法律第一一六号）　抄

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則　（平成二〇年五月二八日法律第四二号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則　（平成二三年六月二二日法律第七二号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条（老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定（「第二十八条の十二第一項若しくは」を削る部分に限る。）に限る。）、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二条、第四十一条、第四十七条（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。）及び第五十条から第五十二条までの規定　公布の日

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（罰則に関する経過措置）

第五十一条　この法律（附則第一条第一号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五十二条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附　則　（平成二三年六月二四日法律第七九号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

（調整規定）

第四条　この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十号）の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二条第一項及び前条の規定による改正後の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第六項の規定の適用については、これらの規定中「第二条第一号」とあるのは、「第二条」とする。

附　則　（平成二六年六月二五日法律第八三号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第十二条中診療放射線技師法第二十六条第二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十二条、第二十五条、第二十九条、第三十一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規定　公布の日

二　略

三　第二条の規定、第四条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第五条のうち、介護保険法の目次の改正規定、同法第七条第五項、第八条、第八条の二、第十三条、第二十四条の二第五項、第三十二条第四項、第四十二条の二、第四十二条の三第二項、第五十三条、第五十四条第三項、第五十四条の二、第五十四条の三第二項、第五十八条第一項、第六十八条第五項、第六十九条の三十四、第六十九条の三十八第二項、第六十九条の三十九第二項、第七十八条の二、第七十八条の十四第一項、第百十五条の十二、第百十五条の二十二第一項及び第百十五条の四十五の改正規定、同法第百十五条の四十五の次に十条を加える改正規定、同法第百十五条の四十六及び第百十五条の四十七の改正規定、同法第六章中同法第百十五条の四十八を同法第百十五条の四十九とし、同法第百十五条の四十七の次に一条を加える改正規定、同法第百十七条、第百十八条、第百二十二条の二、第百二十三条第三項及び第百二十四条第三項の改正規定、同法第百二十四条の次に二条を加える改正規定、同法第百二十六条第一項、第百二十七条、第百二十八条、第百四十一条の見出し及び同条第一項、第百四十八条第二項、第百五十二条及び第百五十三条並びに第百七十六条の改正規定、同法第十一章の章名の改正規定、同法第百七十九条から第百八十二条までの改正規定、同法第二百条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二条第一項、第二百三条及び第二百五条並びに附則第九条第一項ただし書の改正規定並びに同法附則に一条を加える改正規定、第七条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第九条及び第十条の規定、第十二条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）、第十三条及び第十四条の規定、第十五条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十六条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十七条の規定、第十八条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十九条の規定並びに第二十一条中看護師等の人材確保の促進に関する法律第二条第二項の改正規定並びに附則第五条、第八条第二項及び第四項、第九条から第十二条まで、第十三条（ただし書を除く。）、第十四条から第十七条まで、第二十八条、第三十条、第三十二条第一項、第三十三条から第三十九条まで、第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定、附則第五十条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十一条の規定、附則第五十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十四条、第五十七条及び第五十八条の規定、附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）第二条第五項第二号の改正規定（「同条第十四項」を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。）並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定　平成二十七年四月一日

四・五　略

六　第六条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第十一条の規定、第十五条中国民健康保険法第五十五条第一項の改正規定、同法第百十六条の二第一項第六号の改正規定（「同法第八条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める部分に限る。）及び同法附則第五条の二第一項の改正規定、第十六条中老人福祉法第五条の二第三項の改正規定（「居宅介護サービス費、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、同条第七項の改正規定、同法第十条の四第一項第二号の改正規定（「規定する通所介護」の下に「、地域密着型通所介護」を加える部分に限る。）、同法第二十条の二の二の改正規定（「居宅介護サービス費、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）及び同法第二十条の八第四項の改正規定（「、小規模多機能型居宅介護」の下に「、地域密着型通所介護」を加える部分に限る。）、第十八条中高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条第一項第五号の改正規定（「同法第八条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める部分に限る。）並びに同法附則第二条及び第十三条の十一第一項の改正規定並びに第二十二条の規定並びに附則第二十条（第一項ただし書を除く。）、第二

十一条、第四十二条、第四十三条並びに第四十九条の規定、附則第五十条中国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二条第二項第四号ロの改正規定（「居宅サービス、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、附則第五十二条中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の二十四の項の改正規定、附則第五十五条及び第五十六条の規定、附則第五十九条の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第六十条の規定　平成二十八年四月一日までの間において政令で定める日

（罰則の適用に関する経過措置）

第七十一条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十二条　附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則**

（平成十八年三月三一日厚生労働省令第九十四号）

[沿革]平成十八年五月九日厚生労働省令第一一九号

（市町村からの報告）

第１条　市町村は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17 年法律第124 号。以下「法」という。）第21 条第１項から第３項までの規定による通報又は同条第４項の規定による届出を受け、当該通報又は届出に係る事実の確認を行った結果、養介護施設従事者等による高齢者虐待（以下「虐待」という。）の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該虐待に係る法第２条第５項第１号に規定する養介護施設又は同項第２号に規定する養介護事業の事業所（以下「養介護施設等」という。）の所在地の都道府県に報告しなければならない。

　一　養介護施設等の名称、所在地及び種別

　二　虐待を受けた又は受けたと思われる高齢者の性別、年齢及び養介護状態区分（介護保険法（平成９年法律第123 号）第７条第１項に規定する養介護状態区分をいう。）又は要支援状態区分（同条第２項に規定する要支援状態区分をいう。）その他の心身の状況

　三　虐待の種別、内容及び発生要因

　四　虐待を行った養介護施設従事者等（法第２条第２項に規定する養介護施設従事者等をいう。以下同じ。）の氏名、生年月日及び職種

　五　市町村が行った対応

　六　虐待が行われた養介護施設等において改善措置が採られている場合にはその内容

　本条…一部改正[平成18 年５月厚労令119 号]

（指定都市及び中核市の例外）

第２条　法第22 条第２項の厚生労働省令で定める場合は、養介護施設等について法第21 条第１項から第３項までの規定による通報又は同条第４項の規定による届出があった場合とする。

（都道府県知事による公表事項）

第３条　法第25 条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりである。

　一　虐待があった養介護施設等の種別

　二　虐待を行った養介護施設従事者等の職種

　本条…追加[平成18 年５月厚労令119 号]

附則

この省令は、平成18 年４月１日から施行する。

附則（平成18 年５月９日厚生労働省令第119 号）

この省令は、公布の日から施行する。